

松山市長 野 志 克 仁

松山市ふれあい収集実施要綱をここに改正する。

記

松山市ふれあい収集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の日常生活の負担を軽減し、在宅での生活を支援するため、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第8号。以下「条例」という。）第13条第1項に規定する一般廃棄物処理計画において、ごみ集積場所（条例第8条第1項に規定するごみ集積場所をいう。以下同じ。）に排出することとされている家庭系一般廃棄物（条例第2条第2項第1号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。以下同じ。）を戸別に訪問して収集する事業（以下「ふれあい収集」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ふれあい収集を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する者であって、その者が属する世帯の全員が、家庭系一般廃棄物を自らごみ集積場所に排出することができない者であり、かつ、家庭系一般廃棄物の排出について親族又は近隣住民の協力を得ることが困難である者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けているもの
- (2) 65歳以上の者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1級又は2級であるもの
- (3) その他ふれあい収集の利用が特に必要と認められる者

(利用の申込み)

第3条 ふれあい収集を希望する対象者（以下「希望者」という。）は、松山市ふれあい

収集申込書（別記様式）により、市長に利用の申込みをしなければならない。

- 2 前項の申込みは、希望者又はその親族が行うものとする。ただし、希望者又はその親族の同意が得られた場合は、希望者又はその親族以外の者が申し込むことができる。

（調査及び決定）

第4条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、希望者の世帯の状況、家庭系一般廃棄物の排出状況等を調査しなければならない。

- 2 市長は、ふれあい収集の円滑な推進を図るため、民生委員、介護事業者及び当該希望者の介助又は介護を行っている者（以下「民生委員等」という。）に対し、当該希望者の状況を調査することができる。

- 3 市長は、前2項の規定による調査を行った上で、ふれあい収集の利用の可否を決定し、希望者にその旨を通知するものとする。

（ふれあい収集の利用方法）

第5条 前条第3項の規定によるふれあい収集の利用に係る決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、ふれあい収集の利用に当たっては、条例で定めるところにより家庭系一般廃棄物を分別し、排出しなければならない。

- 2 ふれあい収集を実施する日は、市長が定める。
- 3 利用者は、排出場所を定めるときは、市長と協議しなければならない。

（申込み状況の変更）

第6条 利用者は、氏名、住所その他当該利用世帯の状況に変更があったときは、その旨を市長に連絡しなければならない。

（一時停止及び再開）

第7条 利用者は、長期の不在その他の理由により、ふれあい収集の利用を一時的に停止しようとするときは、その旨を市長に連絡しなければならない。ふれあい収集の再開を希望するときも、同様とする。

（利用の取消し）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に係るふれあい収集の利用を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反してふれあい収集を利用したとき。
- (2) 第2条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用者がふれあい収集の利用の中止を希望するとき。

(4) 利用者又はその関係者がふれあい収集を行う者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、ふれあい収集を利用させることが著しく困難であると市長が認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則（令和5年1月11日要綱第3号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（施行期日）

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、現にふれあい収集に相当する事業を利用している者は、第4条第3項の規定によりふれあい収集の利用の決定を受けた者とみなす。

付 則（令和5年6月1日要綱第55号）

この要綱は、公布の日から施行する。